

滋賀県緊急事態措置に係る協力金(第3期)QA集
(令和3年9月13日(月)から9月30日(木)まで実施分)

令和3年10月19日公開

目次

1 全般

No. 1	要請の対象となる飲食店等とはどのような施設ですか。	P. 7
No. 2	要請の対象となる飲食店等以外の施設を具体的に教えてください。	P. 7
No. 3	要請は何に基づくものですか。	P. 7
No. 4	要請内容はどのようなものですか。	P. 7
No. 5	協力金はいくら給付されますか。	P. 8
No. 6	売上高に消費税を含めて良いですか。	P. 10
No. 7	要請期間中、すべての日で要請に応じないと協力金は給付されないのですか。	P. 10
No. 8	定休日は要請に協力した日数に含めて計算してよいですか。	P. 10
No. 9	複数の店舗を有していますが、店舗数に応じた協力金が給付されるのですか。	P. 10
No. 10	複数の店舗を有していますが、全店舗要請に応じないと協力金の対象にならないのですか。	P. 10
No. 11	要請に伴い、通常定休日としている曜日も要請に応じた形で、22時から20時まで時短営業しました。この場合は協力金の対象ですか。	P. 11
No. 12	要請前に5時から20時まで営業していましたが、要請後19時まで時短営業し、酒類提供を取り止めました。協力金の受給対象ですか。	P. 11
No. 13	要請前に5時から20時まで酒類を提供して営業していましたが、要請を受けて休業しました。協力金の受給対象ですか。	P. 11
No. 14	給付は先着順で申込締切になりますか。	P. 11
No. 15	本社が他都道府県にありますが給付対象ですか。	P. 11
No. 16	中小企業者とは何ですか。	P. 11

No. 17	公益財団法人や NPO、社会福祉法人、農事組合法人等は対象になりますか。	P. 12
No. 18	指定管理者は協力金の給付対象になりますか。	P. 12
No. 19	協力金は課税対象ですか。	P. 12
No. 20	要請に応じなかった場合、罰則はありますか。	P. 12
No. 21	緊急事態措置の第3期協力金(令和3年9月13日から令和3年9月30日分)は、第2期協力金(令和3年8月27日から令和3年9月12日分)と1度に申請できないのですか。	P. 12
No. 22	郵送での申請を希望しますが、申請書類一式はどこで配布されていますか。	P. 12
No. 23	カラオケ店は要請の対象ですか。	P. 13
No. 24	みなし大企業とは何ですか。	P. 13
No. 25	外観写真を撮影するにあたって、どのような点に注意が必要ですか。	P. 13
No. 26	内観写真を撮影するにあたって、どのような点に注意が必要ですか。	P. 13
No. 27	もしサポ滋賀を導入していることが確認できる資料として、県ホームページに掲載されている「もしサポ滋賀 導入施設一覧表」を提出してもよいですか。	P. 13
No. 28	履歴事項全部証明書の提出にあたって、注意することはありますか。	P. 14
No. 29	誓約書では、法人の代表者が自署することを求められていますが、代表者が自署できない場合、どのように対応すればよいですか。	P. 14

2 飲食店等

No. 1	要請対象の飲食店とは何ですか。	P. 15
No. 2	店舗内で飲食の提供のほか、テイクアウトサービスを行っています。売上高に計上しても良いですか。	P. 15
No. 3	店舗内で飲食業以外の事業を行っている場合、売上高に計上して良いですか。	P. 15
No. 4	令和2年10月1日に新規開業した場合、売上高はどう計算したら良いですか。	P. 19
No. 5	事業承継しましたが、協力金の給付対象ですか。	P. 16
No. 6	飲食店等が20時に閉店し、閉店以降はテイクアウトサービスのみで営業することは可能ですか。	P. 16
No. 7	確定申告書の写しは必ず提出が必要ですか。	P. 16
No. 8	事業内容を確認できる書類として、確定申告書を提出する場合は、具体的にどの部分を提出すればよいですか。	P. 16
No. 9	1か月の日毎の売上が確認できる書類として、確定申告書を提出する場合は、具体的にどの部分を提出すればよいですか。	P. 17
No. 10	営業許可証の名義と申請者の名義が異なる場合、申請できないのですか。	P. 17
No. 11	国の月次支援金との併給はできますか。	P. 17
No. 12	本人確認資料として、マイナンバーカードを提出してもよいですか。	P. 18
No. 13	申請書の様式において、中小企業基本法上の業種を選択する項目があるが、どれを選択してよいかわかりません。	P. 18
No. 14	第2期協力金(令和3年8月27日～令和3年9月12日)は売上高方式で申請していましたが、今回の第3期協力金(令和3年9月12日～令和3年9月30日)では売上高減少額方式で申請してもよいですか。	P. 18

No. 15	通常、22 時までに営業しているカラオケ店ですが、酒類提供を自粛したうえで、20 時までの時短を行いました。協力金の受給対象となりますか。	P. 18
No. 16	通常、22 時までに営業しているカラオケ店ですが、要請を受けて休業しました。食品衛生法上の飲食店営業許可を受けてませんが、協力金の受給対象となりますか。	P. 19
No. 17	通常、22 時までに営業している飲食店ですが、要請に応じて店舗内での食事提供を 20 時までとし、20 時以降はテイクアウトのみの営業に切り替えました。協力金の給付対象となりますか。	P. 19
No. 18	休業と 20 時までの時短営業で協力金の受給金額に違いはありますか。	P. 19

3 特定大規模施設等

No. 1	協力金の対象となる特定大規模施設とは、具体的にどのような施設ですか。	P. 20
No. 2	特定大規模施設の協力金給付額について教えてください。	P. 20
No. 3	床面積の合計が 1000 m ² 以下の特定大規模施設等は、協力金の対象ですか。	P. 20
No. 4	1,000 m ² を超える特定大規模施設で、事務室やテナント部分の面積を控除した結果、1,000 m ² を下回りましたが、協力金の対象ですか。	P. 20
No. 5	1,000 m ² を超える特定大規模施設に入居するテナント事業者ですが、テナント部分の面積は 50 m ² です。協力金の対象ですか。	P. 20
No. 6	1,000 m ² の面積要件はどのような資料で確認すればよいですか。	P. 21
No. 7	自己利用部分の時短等の面積がわかる資料(平面図等)を提出する際に、平面図等に印をつけて、自己利用部分の対象面積を示す必要がありますか。	P. 21
No. 8	特定大規模施設に入居するテナント事業者の定休日の取扱いについて教えてください。	P. 21
No. 9	特定大規模施設に入居する生活必需品を扱うテナントで、特定大規模施設の時短営業に協力し、時短営業することになりましたが、協力金の対象となりますか。	P. 21
No. 10	特定大規模施設の運営事業者が管理する特定大規模施設内のフードコートフロアは自己利用部分面積に含めて計算してよいですか。	P. 22
No. 11	ゴルフ場等の屋外運動施設における 1,000 m ² の面積判定について、屋外の競技スペース部分は面積に含めて計算してもよいですか。	P. 22

1 全般

No.	内容	回答
1	要請の対象となる飲食店等とはどのような施設ですか。	飲食店、遊興施設等、結婚式場で飲食店営業許可を受けている施設およびカラオケ店（飲食店許可を受けていない場合も含む）が対象となります。 なお、テイクアウト、デリバリー専門店などは対象外となります。
2	要請の対象となる飲食店等以外の施設を具体的に教えてください。	募集要領(特定大規模施設等)P. 2 別表を御確認ください。
3	要請は何に基づくものですか。	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくものです。 【飲食店等】 ・ 県内全域（法第 45 条第 2 項、法第 24 条第 9 項） 【飲食店等以外】 ・ 県内全域（法第 45 条第 2 項、法第 24 条第 9 項）
4	要請内容はどのようなものですか。	【飲食店等】 酒類またはカラオケ設備を提供する飲食店等に対しては休業要請となります。 酒類およびカラオケ設備を提供しない飲食店等は、まん延防止等重点措置同様に、午前 5 時から午後 8 時までの営業時間の短縮要請となります。 【飲食店等以外】 大型商業施設等（1,000 m ² 超）の場合、まん延防止等重点措置同様に、法に基づき、午後 8 時までの営業時間の短縮要請となります。（ただし、生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除きます。） 1,000 m ² 未満の施設は、まん延防止等重点措置同様に、法に基づかない呼びかけとなります。 イベント関連施設等（1,000 m ² 超）の場合、まん延防止等

No.	内容	回答
		<p>重点措置同様に、法に基づき、午後8時までの営業時間の短縮要請となります。(ただし、イベント開催時は午後9時までとなります。)</p> <p>その他、営業に際しての要請内容等については、募集要領(飲食店等)P.3または、募集要領P.3を御確認ください。</p>
5	協力金はいくら給付されますか。	<p>【飲食店・遊興施設等 (飲食店営業許可等を受けている施設)】</p> <p>店舗ごとに(1)売上高方式や(2)売上高減少額方式といった指標をもとに事業規模に応じて給付します。</p> <p>※中小企業、個人事業主の方は(1)もしくは(2)を選択してください。大企業の方は(2)を選択してください。</p> <p>(1) 売上高方式 (県内全域)</p> <div style="border: 1px dotted black; padding: 5px;"> <p>※1日あたりの売上高とは、</p> <p>①令和2年9月(または令和元年9月)の売上高÷30日</p> <p>または</p> <p>②令和2年9月13日から9月30日 (または令和元年9月13日から9月30日)の売上高÷18日</p> </div> <p>令和2年または令和元年9月における飲食部門における1日当たりの売上高(消費税および地方消費税を除く)が、</p> <p>①100,000円以下 →1対象施設につき、4万円×休業等に応じた日数</p> <p>②100,000超～250,000円 →1対象施設につき、4～10万円 (1日当たり売上高の4割)×休業等に応じた日数</p>

No.	内容	回答
		<p>③ 250,000 円超</p> <p>→ 1 対象施設につき、10 万円×休業等に応じた日数</p> <p>(2) 売上高減少額方式 (県内全域)</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>※1 日当たりの売上高減少額とは、</p> <p>① (令和2年9月または令和元年9月の売上高 - 令和3年9月の売上高) ÷ 30 日</p> <p>または</p> <p>② (令和2年9月13日から9月30日または 令和元年9月13日から9月30日の売上高 - 令和3年9月13日から9月30日の売上高) ÷ 18 日</p> </div> <p>令和2年または令和元年9月における対象施設の飲食部門の売上高(消費税および地方消費税を除く)から令和3年9月における申請店舗の飲食部門の売上高(消費税および地方消費税を除く)を引いた、1日当たりの売上高減少額をもとに算出します。</p> <p>《給付額》</p> <p>○ 1日当たりの売上高減少額が 250,000 円超</p> <p>→ 売上高減少額に応じて、0 円～20 万円(売上高減少額の4割) × 休業等に応じた日数</p> <p>【食品衛生法上の飲食店営業許可等を 受けていないカラオケ店】</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※建築物の床面積の合計が 1,000 ㎡以下の店舗で休業した場合が対象です。床面積が 1,000 ㎡超の場合は特定大規模施設として給付対象となる場合がありますので、滋賀県緊急事態措置に係る協力金(第2期・特定大規模施設等)募集要領を御確認ください。</p> </div> <p>《給付額》</p> <p>2 万円 × 休業等に応じた日数</p>

No.	内容	回答
		<p>【飲食店等以外】</p> <p>施設の面積や要請に応じた時間数等により、給付します。</p> <p>《1,000 m²以上の特定大規模施設等の運営事業者》</p> <p>時短営業した面積 1,000 m²毎に 20 万円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> × 時短営業等に応じた日数 × 短縮した時間 / 本来の営業時間（時短比率） <p>《上記特定大規模施設等に入居するテナント事業者》</p> <p>時短営業した面積 100 m²ごとに 2 万円/日</p> <ul style="list-style-type: none"> × 時短営業等に応じた日数 × 短縮した時間 / 本来の営業時間（時短比率）
6	売上高に消費税を含めて良いですか。	消費税抜きで計算してください。
7	要請期間中、すべての日で要請に応じないと協力金は給付されないのですか。	9月13日から全ての期間、時短の要請に応じていた大場合、協力金の給付対象となります。
8	定休日は要請に協力した日数に含めて計算してよいのですか。	定休日は協力金給付の対象ではありません。定休日を除く日数で申請してください。
9	複数の店舗を有していますが、店舗数に応じた協力金が給付されるのですか。	要請に応じていただいた店舗数に応じて、協力金を給付します。
10	複数の店舗を有していますが、全店舗要請に応じないと協力金の対象にな	全ての店舗について要請に応じていただくことを協力金の給付要件としていませんが、感染拡大防止の観点から、要請への協力をお願いします。

No.	内容	回答
	らないのですか。	
11	要請に伴い、通常定休日としている曜日も要請に応じた形で、22時から20時まで時短営業しました。この場合は協力金の対象ですか。	要請に応じていただいておりますので、給付の対象となります。なお、給付の審査に当たっては、営業したことがわかる資料等を提出いただくことになります。
12	要請前に5時から20時まで営業していましたが、要請後19時まで時短営業し、酒類提供を取り止めました。協力金の受給対象ですか。	協力金の対象となりません。 通常の営業時間が20時までの酒類提供をされている店舗は、休業にご協力いただいた場合のみ協力金の対象となります。
13	要請前に5時から20時まで酒類を提供して営業していましたが、要請を受けて休業しました。協力金の受給対象ですか。	通常の営業で酒類提供をされている店舗が、休業にご協力いただきましたので協力金の対象です。
14	給付は先着順で申込締切になりますか。	十分な予算を確保しておりますので、先着順で申込締切となることはありません。
15	本社が他都道府県にありますか。給付対象ですか。	県内に時短要請等の対象施設があれば、給付の対象となります。
16	中小企業者とは何ですか。	募集要領（飲食店等）のP.8を御確認ください。

No.	内容	回答
17	公益財団法人やNPO、社会福祉法人、農事組合法人等は対象になりますか。	県内において事業を行う者で、「中小企業者」に準じ、各要件を満たすものは対象となります。
18	指定管理者は協力金の給付対象になりますか。	自治体が施設管理権等を有している指定管理者については、給付の対象になりません。
19	協力金は課税対象ですか。	協力金は所得税または法人税の計算上、収入に計上していただく必要があり課税対象と聞いています。詳しくは国税庁のホームページや最寄りの税務署に確認してください。
20	要請に応じなかった場合、罰則はありますか。	今回の要請は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第45条第2項に基づくものであり、正当な理由なく要請に応じていただけない場合には、命令を行う場合があります。 命令に応じなかった場合においては、罰則（過料）の対象となることもあります。できる限り要請（お願い）の段階でのご協力をお願いしたいと考えております。
21	緊急事態措置の第3期協力金（令和3年9月13日から令和3年9月30日分）は、第2期協力金（令和3年8月27日から令和3年9月12日分）と1度に申請できないのですか。	少しでも早く協力金が給付できるよう、別途申請をお願いしております。
22	郵送での申請を希望しますが、申請書類一式はどこで配	下記から申請書のダウンロードが可能です。 http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/syougyou/321001.html

No.	内容	回答
	布されていますか。	※ダウンロードができない場合 県内の商工会議所、商工会、各市町舎(商工関係部署)、滋賀県各合同庁舎内の土木事務所等で配布をお願いしております。
23	カラオケ店は要請の対象ですか。	食品衛生法の飲食店許可を受けているカラオケ店については、酒類・カラオケの提供を停止する場合は午後8時までの時間短縮営業をお願いしております。 飲食店許可を受けていないカラオケ店の場合には休業、または、カラオケ設備を提供しない場合は20時までの時短をお願いしております。 まん延防止等重点措置の内容と変更となりますのでご注意ください。
24	みなし大企業とは何ですか。	次のいずれかに該当する中小企業をいいます。 ○発行済株式の総数または出資金額その総額の2分の1以上を同一の大企業が有している法人 ○発行済株式の総数または出資金額その総額の3分の2以上を大企業が有している法人 ○大企業の役員または職員を兼ねているものが、役員総数の2分の1以上を占めている法人
25	外観写真を撮影するにあたって、どのような点に注意が必要ですか。	店舗名(屋号)が分かるように撮影してください。
26	内観写真を撮影するにあたって、どのような点に注意が必要ですか。	店内の飲食スペースや設備(机、椅子、メニュー表、調味料)等が分かるように撮影をお願いします。
27	もしサポ滋賀を導入していることが	「もしサポ滋賀 導入施設一覧表」ではなく、「もしサポ滋賀」のQRコードを店舗に設置いただいて

No.	内容	回答
	確認できる資料として、県ホームページに掲載されている「もしサポ滋賀 導入施設一覧表」を提出してもよいですか。	いる写真をご提出ください。
28	履歴事項全部証明書の提出に当たって、注意することはありますか。	履歴事項全部証明書の記載内容が最新のものを提出ください。
29	誓約書では、法人の代表者が自署することを求められていますが、代表者が自署できない場合、どのように対応すればよいですか。	代表者が自署するのが原則ではありますが、それが困難な場合（例：代表者が遠方にいるため、容易に自署することができない）には、代表者職氏名を記名の上、法人印または代表者印の押印をもって、代表者の自署に代えていただいても結構です。

2 飲食店等

No.	内容	回答
1	要請対象の飲食店とは何ですか。	飲食店（喫茶店）営業許可証がある店舗で要請内容に協力いただければ協力金給付の対象です。
2	店舗内で飲食の提供のほか、テイクアウトサービスを行っています。売上高に計上しても良いですか。	テイクアウトサービスについては、要請の対象外のため、テイクアウトサービス分の売上は除いて、売上高を算出してください。
3	店舗内で飲食業以外の事業を行っている場合、売上高に計上して良いですか。	飲食業のみの売上高を算出して申請してください。 ※どうしても売上を区分できない場合は、一定期間（1週間程度）の実際の売上高における飲食事業の売上高の割合を令和2年（令和元年）9月の売上高に乗じて計算できます。ここで言う一定期間（1週間程度）とは、令和3年9月のどの期間でも構いません。なお、飲食事業の売上高割合の妥当性を判断するための資料等（店舗における飲食部分と飲食以外部分の割合を示すもの等）を別途提出いただく必要があります。
4	令和2年10月1日に新規開業した場合、売上高はどう計算したら良いですか。	○令和2年9月14日から令和3年8月30日までに開業した場合、以下の3つにより選択可能です。 ①開業日の令和2年10月1日から、令和3年9月12日までの売上高を日数で除し、1日当たりの売上高を算出。 ②開業日の令和2年10月1日から、令和3年8月7日までの売上高を日数で除し、1日当たりの売上高を算出。 ③開業日の令和2年10月1日から、令和3年7月31日までの売上高を日数で除し、1日当たりの売上高を算出。 ・①②③いずれかの方法で算出した1日あたりの売上高を、売上高方式または売上高減少方式のいずれかを用い

No.	内容	回答
		<p>て協力金額を算出します。</p> <p>○令和3年8月31日から令和3年9月30日までの期間での開業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 営業期間が短期間であり、適切に過去の売上高を算出できないため、下限額4万円×協力日数で給付します。
5	事業承継しましたが、協力金の給付対象ですか。	<p>合併、法人成りまたは事業承継等の場合、時短要請月の店舗の事業者と前年または前々年度の事業者が異なるものの、事業の継続性が認められる場合に、過去の売上高を基準に売上高単価を算出することとし、協力金を給付します。なお、事業の継続性の判断のため、以下の書類について提出を求めることとなります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 合併…履歴事項全部証明書 ・ 法人成り…履歴事項全部証明書、法人設立届出書 ・ 事業承継…個人事業の開業・廃業届 など
6	飲食店等が20時に閉店し、閉店以降はテイクアウトサービスのみで営業することは可能ですか。	店舗内で飲食をしないテイクアウトサービスのみであれば、20時以降も営業していただいて構いません。
7	確定申告書の写しは必ず提出が必要ですか。	売上高方式において、下限額で申請する場合は不要です。
8	事業内容を確認できる書類として、確定申告書を提出する場合は、具体的にどの部分を提出すればよいですか。	<p>下記のとおりご準備ください。</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表一 および ・ 法人事業概況説明書（両面）

No.	内容	回答
		<p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税確定申告書 B 第一表 および ・ 青色申告の方：青色申告決算書（両面） または ・ 白色申告の方：収支内訳書（両面）
9	<p>1 か月の日毎の売上が確認できる書類として、確定申告書を提出する場合は、具体的にどの部分を提出すればよいですか。</p>	<p>下記のとおりご準備ください。なお、1 か月の日毎の売上が確認できる資料をご提出いただく必要があるので、必要に応じて、対象月の帳簿をご提出ください。</p> <p>【法人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 法人税確定申告書別表一 および ・ 法人事業概況説明書（両面） <p>【個人】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 所得税確定申告書第一表 および ・ 青色申告の方：青色申告決算書（両面） または ・ 白色申告の方：収支内訳書（両面） <p>※白色申告(収支内訳書)をご提出される場合は、1 か月の日毎の売上が確認できる資料として、対象月の帳簿を必ず添付ください。</p>
10	<p>営業許可証の名義と申請者の名義が異なる場合、申請できないのですか。</p>	<p>募集要領(飲食店等)P. 22 に定める「飲食店営業許可証または喫茶店営業許可証に係る申立書」を提出してください。</p>
11	<p>国の月次支援金との併給はできますか。</p>	<p>国の月次支援金（9月分）は、今回の協力金と併給できないと聞いています。詳細については、国の月次支援金コールセンター（TEL:0120-211-240）にお問い合わせください。</p>

No.	内容	回答
		<p>ださい。</p> <p>※県の事業継続支援金とは併給可能です。事業継続支援金コールセンター（TEL:0570-200-575）</p>
12	本人確認資料として、マイナンバーカードを提出してもよいですか。	<p>構いません。ただし、マイナンバーは審査に不要な情報であるため、マイナンバー部分を黒塗りする等して申請してください。</p>
13	申請書の様式において、中小企業基本法上の業種を選択する項目があるが、どれを選択してよいかわかりません。	<p>募集要領（飲食店等）の p. を参照のうえ、選択してください。判定が難しい場合は、「③サービス業」を選択してください。</p>
14	第2期協力金（令和3年8月27日～令和3年9月12日）は売上高方式で申請していましたが、今回の第3期協力金（令和3年9月12日～令和3年9月30日）では売上高減少額方式で申請してもよいですか。	<p>可能です。なお、それぞれの計算方式で提出いただく書類等が異なりますのでご注意願います。</p>
15	通常、22時までに営業しているカラオケ店ですが、酒類提供を自粛したうえで、20時までの時短を行いました。協力	<p>食品衛生法上の飲食店営業許可をお持ちであれば、協力金の対象となります。</p>

No.	内容	回答
	金の受給対象となりますか。	
16	通常、22時までに営業しているカラオケ店ですが、要請を受けて休業しました。食品衛生法上の飲食店営業許可を受けてませんが、協力金の受給対象となりますか。	休業いただいておりますので協力金の対象です。
17	通常、22時までに営業している飲食店ですが、要請に応じて店舗内での食事提供を20時までとし、20時以降はテイクアウトのみの営業に切り替えました。協力金の給付対象となりますか。	テイクアウトサービスは要請の対象外ですので、20時以降にテイクアウトサービスのみの営業をされても協力金の対象になります。この場合、20時以降はテイクアウトサービスのみで切り替えたことがわかる資料等を別途ご提出いただくことができます。
18	休業と20時までの時短営業で協力金の受給金額に違いはありますか。	違いはありません。ただし、営業形態によっては、時短営業いただいても協力金の給付対象外となることもございます。

3 特定大規模施設等

No.	内容	回答
1	協力金の対象となる特定大規模施設とは、具体的にどのような施設ですか。	<p>・ 要請前において、夜 20 時から（一部施設は夜 21 時から）翌朝 5 時までの夜間時間帯に営業を行っていた、建築物の床面積の合計が 1,000 ㎡超の商業施設やイベント関連施設が給付対象です。ただし、生活必需物資の小売関係および生活必需サービスを営む店舗を除きます。</p> <p>・ 協力金の対象となる特定大規模施設に入居するテナント事業者についても給付対象です。</p>
2	特定大規模施設の協力金給付額について教えてください。	<p>・ <u>特定大規模施設</u> 時短営業した面積 1,000 ㎡毎に 20 万円/日 × 日数 × 短縮した時間/本来の営業時間(時短比率) ※1,000 ㎡を 1 単位とし、単位未満は切り捨て</p> <p>・ <u>テナント事業者</u> 時短営業した面積 100 ㎡ごとに 2 万円/日 × 日数 × 短縮した時間/本来の営業時間 ※100 ㎡を 1 単位とし、単位未満は切り捨て</p>
3	床面積の合計が 1000 ㎡以下の特定大規模施設等は、協力金の対象ですか。	1,000 ㎡以下の特定大規模施設等に対しては時短協力の呼びかけを行うものであり、時短要請の対象ではないため協力金の対象外です。
4	1,000 ㎡を超える特定大規模施設で、事務室やテナント部分の面積を控除した結果、1,000 ㎡を下回りましたが、協力金の対象ですか。	協力金の対象です。この場合、1,000 ㎡とみなして計算するので、1 日あたりの支給額は 20 万円×時短比率となります。
5	1,000 ㎡を超える特定大規模施設に入	入居される特定大規模施設が要請により時短営業に協力され、それによって時短されるテナント事業者は、協力

No.	内容	回答
	居するテナント事業者ですが、テナント部分の面積は 50 m ² です。協力金の対象ですか。	金の対象です。100 m ² を満たさないテナント面積については、100 m ² とみなして計算するので、1日あたりの支給額は 2 万円×時短比率となります。
6	1,000 m ² の面積要件はどのような資料で確認すればよいですか。	建物平面図、大規模小売店舗立地法に基づく届出の写し、建物の登記簿、不動産契約書等で面積要件を確認してください。
7	自己利用部分の時短等の面積がわかる資料(平面図等)を提出する際に、平面図等に印をつけて、自己利用部分の対象面積を示す必要がありますか。	平面図等到时短等に応じていただいた対象面積をマーカ一等で色付けいただきますようお願いいたします。 自己利用部分面積の考え方については、募集要領(特定大規模施設等)p.6「※自己利用部分面積」をご確認ください。
8	特定大規模施設に入居するテナント事業者の定休日の取扱いについて教えてください。	定休日の日数を除いて申請してください。
9	特定大規模施設に入居する生活必需品を扱うテナントで、特定大規模施設の時短営業に協力し、時短営業することになりましたが、協力金の対象となりますか。	入居される特定大規模施設が時短営業の要請により、時短営業に協力された場合は、生活必需品を扱うテナント事業者であっても協力金の対象とします。

No.	内容	回答
10	<p>特定大規模施設の運営事業者が管理する特定大規模施設内のフードコートのフロアは自己利用部分面積に含めて計算してよいですか。</p>	<p>飲食店テナント事業者等に契約に基づいてフードコートのフロアを賃貸し分譲をしているなどなければ、自己利用部分面積に含めて計算できます。</p>
11	<p>ゴルフ場等の屋外運動施設における1,000㎡の面積判定について、屋外の競技スペース部分は面積に含めて計算してもよいですか。</p>	<p>1,000㎡の面積判定は、建物登記事項証明書や不動産契約書に記載の建築床面積で算定します。通常、屋外の競技スペース等は建築床面積に含まれておりませんので、面積に含めずに算定してください。</p>